

- 問題 1. 本邦にあるメーカー X は、1 年前にドイツから輸入した測定装置（輸出令別表第 1 の 2 の項該当）が故障したので、修理のためにドイツのメーカーに来週、輸出する予定である。この場合、無償告示第一号 1 の規定により輸出許可は不要である。
- 問題 2. 本邦にあるメーカー X は、外為令別表の 9 の項に該当するプログラム α をアメリカにある子会社に来週、電子メールで送る予定である。プログラム α の価額が 90 万円であれば、少額特例が適用できるので、役務取引許可は不要である。
- 問題 3. 貨物の仲介貿易取引許可は、外為法第 25 条第 4 項で規定されている。
- 問題 4. 本邦にある貿易会社 X は、来月、ベアリングとバルブを米国にある子会社に輸出する予定である。輸出令別表第 1 の 1 から 15 の項までの政令の規定を確認したが、ベアリングとバルブの文言はなかった。この場合、ベアリングとバルブはリスト規制非該当と判断してよい。
- 問題 5. 本邦にあるメーカー X の担当者が、昨日来日した中国のメーカー Y の担当者に外為令別表の 16 の項に該当する新製品に関する技術を口頭で提供する場合は、キャッチオール規制の対象外であるが、外為令別表の 1 から 15 までの項に該当する技術を口頭で提供する場合は、役務取引許可が必要である。
- 問題 6. 本邦にあるメーカー X の営業部の A 係長は、フランスにあるメーカー Y から、輸出令別表第 1 の 3 の 2 の項に該当する遠心分離機 10 セットの注文を受けた。この場合、メーカー X は、受注した A 係長名で、個別の輸出許可申請を行えばよい。
- 問題 7. 本邦にあるメーカー X は、1 つの契約で、輸出令別表第 1 の 3 の項（2）に該当する貯蔵容器（3 セット）を米国にある石油会社に輸出することになった。製造の関係で、9 月、10 月、11 月の 3 回に分けて輸出する場合、輸出許可は 1 度取得すればよい。
- 問題 8. 通常兵器の過度な蓄積の防止を目的としている国際輸出管理レジームは、オーストラリア・グループ（AG）である。

問題 9. 国際輸出管理レジームの一部又は全てに参加していない国においては、国内に輸出管理に関する法令がないか法令があっても有効に機能していないことから、懸念国・紛争国の組織等がリスト規制貨物や技術を容易に入手する可能性がある。したがって、当該国を仕向地（提供地）とする場合、本邦の輸出者（提供者）は、用途や需要者をより慎重に確認する必要がある。下線部分は正しい。

問題 10. 外為法等遵守事項では、会社にあつては取締役又は執行役若しくは執行役員が取引審査の最終判断権者となり、疑義ある取引の遂行を未然に防止することが求められている。

問題 11. 外為法第 25 条第 1 項中の政令とは、外為令を指し、外為法第 48 条第 1 項中の政令は、輸出令をさす。

問題 12. 東京にある貿易会社 X は、パキスタンにある外国ユーザーリストに掲載されている企業 Y の医療器具製造部門から、輸出令別表第 1 の 16 の項に該当する接着剤（5 本）の注文を受けた。用途を確認したところ、医療器具の製造に使用すると連絡を受けたが、外国ユーザーリストは、いわゆるブラックリストであるから、この場合、貿易会社 X は、キャッチオール規制に基づく輸出許可が必要である。

問題 13. 「安全保障貿易に係る輸出管理の厳正な実施について」（大臣通達）では、「輸入者・最終需要者等については、初めて引き合いがあつた場合には、その引き合いルートにかかわらず、軍事関連企業との取引等懸念すべき点がないか等を慎重に審査することはもちろんのこと、取引開始後もその動向等を把握し、定期的に再度審査を行うこと。」とされている。下線部分は正しい。

問題 14. 運用通達では、許可申請時に必要な契約書には、「原則として、政府の許可が得られるまで契約が発効しない旨の規定を盛り込んだものであること。」が求められている。

問題 15. 東京にある X 大学の α 教授は、英国にある著名な科学雑誌（市販されている）から依頼を受け、外為令別表の 5 の項に該当する製造技術が含まれている論文を来週、同誌に投稿する予定である。この場合、役務取引許可は不要である。

- 問題 16. 外為法第 55 条の 10 第 1 項により、外為法第 25 条第 1 項に規定する取引又は第 48 条第 1 項に規定する輸出を業として行う者は、輸出者等遵守基準を定めなければならない。下線部分は正しい。
- 問題 17. 輸出令別表第 1 の 2 の項に該当する貨物を無許可輸出した場合、外為法第 69 条の 6 第 2 項により、懲役刑は、「10 年以下の懲役」と規定されている。下線部分は正しい。
- 問題 18. キャッチオール規制における規制対象地域は、全地域である。下線部分は正しい。
- 問題 19. 本邦にある貿易会社 X は、国内にあるメーカー Y より、製品 α を購入し、該非判定書を入手したところ、リスト規制非該当と記載があったので、そのまま該非判定書を再チェックすることなく、輸出した。輸出後、メーカー Y から、製品 α は、輸出令別表第 1 の 2 の項に該当することが判明したと連絡があった。この場合、外為法違反に問われるのは、メーカー Y であって、貿易会社 X は、外為法違反に問われることはない。
- 問題 20. 北海道にある X 市では、オーストラリアにある Y 市と姉妹都市の契約を締結した。その記念として、X 市は、輸出令別表第 1 の 9 の項に該当する防災無線の設備一式（価額 200 万円）を寄贈する予定である。この場合、X 市は、地方公共団体なので、輸出許可は不要である。
- 問題 21. 外為令別表でいう「技術」とは、貨物の設計、製造又は使用に必要な特定の情報をいい、技術データ又は技術支援の形態により提供される。
- 問題 22. 特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を使用して、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可が適用できるリスト規制該当貨物を、輸出令別表第 3 に掲げる地域に輸出する場合、用途や需要者の確認は不要である。
- 問題 23. 本邦にある貿易会社 X に勤務するアメリカ人の Y 氏は、来日して 2 ヶ月であるが、外為法上は、居住者として取り扱われる。

問題 2 4. 外為法等遵守事項では、該非判定に関して手続を明確にし、実施することが求められている。

問題 2 5. 輸出令別表第 3 に掲げる地域とは、いわゆる懸念国で、イラン、イラク、北朝鮮のことである。

※問題文中で使用される略称・用語について

外為法	外国為替及び外国貿易法
輸出令	輸出貿易管理令
外為令	外国為替令
無償告示	輸出貿易管理令第4条第1項第二号のホ及びへの規定に基づく経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物
少額特例	輸出貿易管理令第4条第1項第四号で規定されている特例
告示貨物	輸出貿易管理令別表第3の3の規定により経済産業大臣が定める貨物
貨物等省令	輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令
運用通達	輸出貿易管理令の運用について
外為法等遵守事項	「輸出管理内部規定の届出等について」の(別紙1)に記載されている。

平成29年度

安全保障輸出管理実務能力認定試験(第37回)

(STC Associate)試験問題